

# 福生市教育委員会会議録

平成30年第12回定例会

- 1 開催年月日 平成30年12月18日 (火)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時03分
- 4 場 所 第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 坂 本 和 良  
委 員 野 口 哲 也  
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 鳥 越 裕 之  
参事兼教育指導課長 井 尻 郁 夫  
教 育 総 務 課 長 中 島 雅 人  
教 育 支 援 課 長 野 崎 昌 利  
学 校 給 食 課 長 中 岡 保 彦  
生 涯 学 習 推 進 課 長 菱 山 栄 三 郎  
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 内 藤 毅 誠  
公 民 館 長 佐 藤 克 年  
図 書 館 長 森 田 雅 枝  
特別支援教育担当主幹 酒 見 裕 子  
英語教育推進担当主幹 林 宣 之  
指 導 主 事 鈴 木 輝  
指 導 主 事 重 末 祐 介
- 8 傍聴人 1人

午前10時00分 開会

教 育 長 ただいまから平成30年第12回福生市教育委員会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、坂本和良委員、野口哲也委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

教 育 部 長 私からは、学校教育を除く所管事務について御報告申し上げます。なお、期間につきましては、平成30年11月17日から12月14日までの期間とさせていただきます。

まず初めに、市長部局でございます。12月4日から21日、まだ会期中でございますが、平成30年第3回定例会が開催中でございます。

次に、教育総務課でございます。11月17日土曜日、第五小学校50周年記念式典がございました。御出席をいただきありがとうございました。

次に、学校給食課でございます。記載のとおり、6件の視察がございました。少しペースが落ちましたが、毎月このぐらいのペースで実施されております。

次に、生涯学習推進課でございます。11月22日、ふっさっ子広場事業機構会議が開催されております。

次に、30日金曜日でございます。第5回成人式実行委員会が開かれております。この月、12月にも第6回がありまして、来月の1月14日、成人式でございますので、よろしく願い申し上げます。

次に、5番のスポーツ推進課でございます。恒例となりまして、11月25日でございますが、ブラインドサッカーファンフェスタが開かれております。福生野球場でございます。600名の御参加をいただいております。

次に、市民会館・公民館でございます。10ページをお願いいたします。11月23日、第37回公民館のつどいが開かれております。来場者は103名でございます。

続きまして、11月1日、松林利用者交流会等が開かれております。7日には「人生うたい語りのつどい」ということで、公民館3館で行われたもので、5コースの主催講座の参加者により発表や展示が行われております。

次に、図書館でございますが、こちらは通常事業を実施しているところ

でございます。

私からは以上でございます。

教 育 長

続きまして、参事より報告いたします。

参事兼教育指導課長

私からは、学校教育に関する所管事務について4点御報告申し上げます。

1点目は、平成30年度校長選考等各選考任用審査、福生市の合格者についてでございます。6ページをごらんいただきながら説明をお聞きください。

校長選考合格、小学校2名でございます。続いて、管理職選考A選考合格者、A選考、いわゆる指導主事の選考でございますけれども、小学校2名、中学校1名でございます。B選考については副校長の選考でございます。中学校が1名でございます。続いて、B'選考、こちらも副校長の選考なのですけれども、主任教諭から受験する際に、いわゆるB'選考というふうに位置づけております。こちらが1名でございます。続いて、4級職、主幹教諭あるいは指導教諭でございますけれども、小学校1名、本年は主幹教諭ということになります。続いて、主任教諭選考でございますが、小学校1名、中学校5名でございます。

続いて、校長の任用審査、適格者でございますが、小学校が2名、副校長の任用審査は、適格者が小学校2名、中学校1名となっております。

7ページ以降につきまして、東京都全体の選考結果につきまして、受験者の数、倍率等を記載した資料をそれぞれおつけしておりますので、後ほどごらんください。

また、5ページにお戻りください。続いて2点目、平成30年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者についてでございます。今年度は福生第二中学校の小出宏校長先生が管理職部門で、そして福生第三中学校の田中悦子教諭が個人45歳以上の部門で表彰を受けることになりました。表彰式は、平成31年2月8日金曜日、午後4時から東京都庁第一本庁舎5階大会議場にて挙行されます。

続いて、3点目でございます。2学期の終業式及び3学期始業式についてでございます。2学期終業式は、平成30年12月25日月曜日、3学期の始業式は翌年、平成31年1月8日火曜日になります。ことしの冬休みは土日を含めまして13日間ということになります。

4点目は、行事等当面の予定についてでございますが、2点ございます。まず1点目は、中学校のスキー移動教室でございます。3校がそれぞれ1月に行います。福生第一中学校は、2年生、菅平高原のほうに1月17日か

ら19日です。福生第二中学校2年生は、同じく菅平高原で1月10日から12日、福生第三中学校は1年生でございますけれども、上越の塩沢というところでは、1月20日から22日にかけて、いずれも2泊3日で行ってまいる予定でございます。

最後に、別添でおつけさせていただきました前回11月の定例教育委員会で御報告いたしました平成30年度の未来を拓くふっさっ子学習発表会についてでございます。全保護者、各町会、市議等に配布するとともに、市のホームページにも掲載をしております。1月26日の当日は多くの市民、保護者の方々に発表をごらんいただきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。ないようでございますので、それでは教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第56号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。この案件につきましては、日程第6、議案第59号までの案件、4件につきまして内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので、御了承いただきたいと存じます。

なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。

教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、日程第3、議案第56号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、日程第4、議案第57号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、日程第5、議案第58号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、日程第6、議案第59号、平成30年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての以上、4つの議案につきまして、提案理由並びに内容の御説明をさせていただきます。

初めに、議案第56号から58号までについては、同趣旨の内容の改正となっておりますので、一括での説明とさせていただきます。また、議案第59号は、この改正に関連いたします補正予算案でございますので、引き続き説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず意見聴取の説明をさせていただきます。5ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、東京都の給与改定に準じまして、三役、特定任期付職員、再任用及び管理職を含みます一般職の職員に対します期末勤勉手当の支給割合をそれぞれ改正するとともに、平成30年12月期の各手当の支給割合の特例を定めた旨の一部改正について意見を求められたものでございます。改正の趣旨につきましては、別紙資料で御説明をさせていただきます。

別紙資料の1ページをごらんいただきたく存じます。福生市の給与は東京都に準拠しておりますが、平成30年10月12日に発表されました東京都人事委員会の勧告内容では公民較差が極めて小さいため、例月給の改定を見送り、特別給を0.1カ月引き上げるなどの勧告が行われたところでございます。これを受けまして、福生市では三役の期末手当を0.1カ月分、特定任期付職員の期末手当を0.05カ月分、一般職職員の勤勉手当を0.1カ月分、再任用職員の勤勉手当を0.05カ月分、それぞれ引き上げをいたしたい旨の改正でございます。

お手元の資料、上段の表がただいま申し上げました改正内容をまとめた表でございます。この改正によりまして年間の支給月額を三役の期末手当は現行の4.5カ月から4.6カ月、一般職職員の期末勤勉手当は現行の4.5カ月から4.6カ月、再任用職員の期末勤勉手当は現行の2.35カ月から2.4カ月、特定任期付職員の期末手当は現行の3.4カ月から3.45カ月となります。また、平成30年度につきましては、6月期の支給が既に支給されておりますことから、引き上げ分につきましては12月の諸手当の支給割合の特例を附則制定いたしまして、1月の例月支給に合わせて支給するものでございます。

別紙の資料3ページをごらんください。こちらは、今回の改正の給与改定によります影響額につきましてモデルケースを役職別にあらわした表になります。役職別の年収の増減額は25歳主事では2万6,639円、55歳部長では6万5,742円などとなっております。増減率は0.61から0.62%となります。

次に、各条例の改正内容を御説明いたします。まず、議案第56号の福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。別紙資料の5ページ、新旧対照表をお願いいたします。先ほど説明をいたしました改正の趣旨に沿いまして、本条例の第5条第1項で、期末手当の支給月額を6月期では「100分の162.5」を「100分の165」に、12月期は「100分の177.5」を「100分の180」へ改める

ものでございます。また、改正の附則第6項で、平成30年12月期の期末手当の支給は、第5条第1項の規定にかかわらず「100分の182.5」とする旨を規定しております。

続きまして、議案第57号の福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。別紙資料の7ページをお願いいたします。改正の趣旨に沿いまして、本条例の第4条第3項で期末手当の支給月額を6月期は「100分の217.5」を「100分の222.5」に、12月期は「100分の232.5」を「100分の237.5」へ改めるものでございます。また、改正の附則第10項で、平成30年12月期の期末手当の支給は、第4条第3項の規定にかかわらず「100分の242.5」とする旨を規定しております。

続きまして、議案第58号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。別紙資料の9ページ、お願いいたします。改正の趣旨に沿いまして、本条例の第11号の5第2項中、一般職の勤勉手当支給月額について、「100分の95」を「100分の100」に、部長職は「100分の125」から「100の130」に、課長職は「100分の115」から「100分の120」に、再任用職員については「100分の45」から「100分47.5」に改正するものでございます。また、改正の附則第18項で、平成30年12月の勤勉手当の支給は、第11条第5項の規定にかかわらず一般職は期末手当の支給月額を「100分の105」に、部長職は「100分の135」に、課長職は「100分の125」に、再任用職員は「100分の50」とするものでございます。いずれの条例も交付の日からの施行となるものでございます。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして21ページ、議案第59号の平成30年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について御説明を申し上げます。これまで説明をさせていただきました議案第56号、57号、58号の条例改正により期末手当の支給額の改正に伴いまして、各科目に計上しております職員人件費の補正が必要になるものでございます。

それでは、補正予算書に基づきまして、その内容を説明させていただきます。27ページ、お願いいたします。

総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算額の内容は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしております。

続きまして、29ページお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、今回は歳入の補正はございませんので、歳出のみの

補正となっております。また、各款にわたる補正は全て職員人件費で、この財源につきましては予備費で調整をしておりますので、歳出の補正額の合計はゼロでございます。なお、総体的な人件費の補正内容につきましては、補正予算給与費明細書により説明をさせていただきます。

恐れ入ります、38ページをお願いいたします。1の特別職でございますが、下段の比較の欄をごらんいただきたいと思います。長等の期末手当の欄でございますが、これは三役分でございます。期末手当の支給割合を0.1カ月引き上げたことに伴いまして、27万6,000円の増額でございます。これに伴う共済組合負担金、右の表でございますが、その増額分が5万3,000円で、合計では32万9,000円の増額となっております。

続きまして、39ページをお願いいたします。2の一般職の総括でございます。上の表の比較の欄をごらんいただきまして、期末手当等の支給割合につきまして、一般職員を0.1カ月、再任用及び任期付職員を0.05カ月引き上げたことに伴いまして、職員手当が1,412万9,000円、共済費が270万円、それぞれ増額となりまして、合計では1,682万9,000円の増額でございます。下段の表が職員手当の内訳でございます。

恐れ入りますが、29ページにお戻りいただきたいと思います。このたびの補正予算は、平成30年度給与改定に伴いまして職員人件費の不足となることから補正を行うものでございますが、その額は第1款、議会費から第9款、教育費までの合計で1,819万5,000円でございます。また、補正額の合計はゼロでございますので、歳出総額は補正前と同額の252億7,841万4,000円でございます。

以上で議案第59号、福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。ないようですので、質疑を終わります。

日程第3、議案第56号、福生市一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてお諮りいたします。議案第56号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第57号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてお諮りいたします。議案第57号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第58号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてお諮りいたします。議案第58号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第59号、平成30年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてをお諮りいたします。議案第59号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第60号、福生市民会館条例施行規則の一部改正についてを議題といたしますが、日程第14、議案第67号までの案件、8件につきましては、内容に関連がありますので一括して事務局より説明をいたしますので、御了承いただきたいと存じます。

なお、採決につきましては1件ずつ採決ということをお願いいたします。

それでは、公民館より順に内容の説明をお願いいたします。

公 民 館 長 それでは、日程第7、議案第60号から日程第14、議案第67号の8つの議案につきまして一括して御説明いたします。説明につきましては、議案順に行いまして、全ての課の説明が終わりましたら御質問をお受けしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、提案理由でございますが、使用料・手数料等受益者負担適正化方針の規定に基づき、減額・免除基準の統一を図ることを目的として、関連する使用料の規定の一部を改正するため、本議案を提出するものでございます。

それでは、日程第7、議案第60号、福生市民会館条例施行規則の一部改



正についての改正内容を御説明いたします。45ページをお願いいたします。新旧対照表は、1ページの議案第60号 - 2資料でございます。第2条は、用語や規定の整理でございます。第9条は、使用料を減免できる範囲につきまして規定をしておりますが、統一基準に基づきまして、公共的団体や市内の学校及び保育園、幼稚園での行事、障害者の団体による使用などにつきまして、より具体的に6号にわたりまして規定を定めております。附則といたしまして、施行日については、平成31年4月1日からの施行を予定しております。経過措置といたしまして、この附則による改正後の第9条の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の施行許可に係る使用料については、従前の例によるものとしております。

47ページから53ページの申請書等の帳票につきましては、文言整理でございます。

続きまして、日程第8、議案第61号、福生市公民館条例施行規則の一部改正についての改正内容を御説明いたします。55ページをお願いいたします。新旧対照表は、おめくりいただきまして、3ページの議案第61号 - 2資料でございます。第7条は、使用料を免除できる範囲につきまして規定をしておりますが、統一基準に基づきまして、公共的団体や市内の学校及び保育園、幼稚園での行事、障害者の団体による使用などにつきまして、より具体的に6号にわたりまして規定を定めております。附則といたしまして、施行日及び経過措置につきましては、先ほど御説明をさせていただきました市民会館条例施行規則の一部改正と同様でございます。

59ページから65ページの申請書等の帳票につきましては、文言整理でございます。

続きまして、日程第9、議案第62号、福生市茶室条例施行規則の一部改正についての改正内容を御説明いたします。67ページをお願いいたします。新旧対照表は5ページの議案第62号 - 2資料でございます。第8条は使用料を減免できる範囲につきまして規定をしておりますが、統一基準に基づき、障害者の団体による使用などにつきましてより具体的に規定を定めております。附則といたしまして、施行日及び経過措置につきましては、先ほど御説明させていただきました市民会館条例施行規則の一部改正と同様でございます。

70ページから72ページの申請書等の帳票につきましては、文言整理でございます。

公民館からの説明は、以上でございます。

教育総務課長　それでは、教育総務課所管分につきまして御説明を申し上げます。議案書の73ページをお願いいたします。日程第10、議案第63号、福生市立学校施設設備使用条例施行規則の一部改正についてでございます。新旧対照表は、議案第63号 - 2資料でございます。ページでいきますと7ページになります。第2条及び第3条は、用語の整理でございます、「教育委員会」を「委員会」に改めるものでございます。第4条は、福生市立学校施設整備使用条例第5条第2項の規定により使用料を減免できる範囲を定めておまして、統一基準に基づきまして7号にわたりまして規定を定めているものでございます。附則といたしまして、施行日については、平成31年4月1日からを予定しております。また、経過措置といたしまして、施行日前の使用許可にかかわる使用料については、従前の例によるものとしてでございます。

説明は以上でございます。

スポーツ推進課長　日程第11、議案第64号、福生市体育施設条例施行規則の一部改正につきまして、改正内容を御説明申し上げます。79ページをお願いいたします。新旧対照表が11ページ、議案第64号 - 2資料をお願いいたします。第3条でございます。福生市体育施設条例第8条第1項の規則、使用料を減免できる範囲につきまして規定をしております。統一基準に基づきまして、公共的団体や市内の学校及び保育園、幼稚園での行事、障害者の団体による使用などにつきまして、7号にわたりまして規定を定めております。

続きまして、日程第12、議案第65号、福生市体育館条例施行規則の一部改正につきまして、改正の内容を御説明いたします。83ページをお願いいたします。新旧対照表は13ページ、議案第65号 - 2資料でございます。改正内容につきましては、福生市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則と同様の内容でございます。第6条は、福生市体育館条例第12条第3項の規則により使用料を減免できる範囲につきまして規定をしておりますが、統一基準に基づきまして公共的団体や市内の学校及び保育園、幼稚園での行事、障害者の団体による使用などにつきまして7号にわたりまして規定を定めております。

スポーツ推進課からは以上でございます。

生涯学習推進課長　それでは、続きまして、議案第66号、福生市プチギャラリー条例施行規則の一部改正について、説明をいたします。恐れ入りますが、89ページをお願いいたします。新旧対照表は、議案第66号 - 2の資料、15ページになります。第8条で使用料を免除できる範囲につきまして規定をしております。

すが、これまでの規則同様、共通基準に基づきまして、用語の整理、公共的団体や市内の学校及び幼稚園、保育園での行事、障害者の団体による使用などにつきまして、より具体的に6号にわたり規定を定めております。

91ページから94ページまでの様式につきましては、改正及び文言の整理でございます。

施行につきましては、平成31年4月1日とするものとし、経過措置といたしまして、改正後のプチギャラリー条例施行規則の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者が納入する使用料について適用し、施行日前に使用許可を受けた者については、なお従前の例によるものとしてございます。

続きまして、議案第67号、福生市地域会館条例施行規則の一部改正について、御説明いたします。この施行規則の改正につきましては、趣旨が3点ございまして、1点目は使用料・手数料等に関する減額免除基準の統一基準に基づき、福生市地域会館使用料の減額免除規定を改正すること。2点目は、地域会館である扶桑会館に指定管理者制度を導入することに伴い、利用料金制を導入すること。3点目は、用語の整理や様式の引き継ぎなどを行うこととでございます。

それでは、97ページをお願いいたします。新旧対照表は、議案第67号-2の資料、17ページでございます。改正内容でございますが、第7条で使用料を免除できる範囲につきまして規定をしておりますが、他の規則と同様、統一基準に基づきまして、公共的団体や市内の学校及び保育園、幼稚園での行事、障害者の団体による使用などにつきまして、より具体的に細かに規定を定めております。

次に、第9条は指定管理者に関する読みかえで、見出し、用語、規定の整理を行っております。

最後の第10条は、利用料金制導入に伴う規定の追加で、扶桑会館の指定管理者に扶桑会館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受するため、利用料金設定を設けるものでございます。

第11条は、条の繰り下げによるものでございます。

99ページから101ページまでの様式につきましては、改正及び文言の整理でございます。

最後に施行日でございますが、他の規則と同様、平成31年4月1日を予定しております。また、経過措置といたしまして、改正後の福生市地域会館条例施行規則第7条の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者について適用し、施行日前に使用許可を受けた者については、なお従前の例によ

るとするものでございます。

生涯学習推進課の説明は、以上でございます。

教 育 長 以上、4課一括して内容説明を行いました。使用料、手数料等の関係でございまして、関連する使用料の規定の改正ということでございますが、何か御質問等ございますでしょうか。

坂 本 委 員 全部の文言が統一されたのでわかりやすくなったのですが、その用語の使い方で、減免措置のところ「市内の学校、幼稚園又は保育所がその行事で使用する場合」というのが入っています。学校教育法上だと幼稚園も学校扱いになるのではないかと思うのですが、その辺は学校と幼稚園は別枠で記載するというのはいかなる特別な意図があったのでしょうか。文章上は問題ないですか。

教育総務課長 例規審議会にて統一基準に基づきまして審議をしているところですが、その中では特段この文言に対して、意見はございませんでした。

教 育 部 長 ご指摘の点につきましては、例規審議会を通過していますので、規定上の記載については問題ないのですが、坂本委員がおっしゃるとおり、通常法令で学校に位置づけしていますので、その文言を引用するのが普通かと私としては思うので、御指摘の点について、もう一度確認してみます。もしかしたら意図的にやっているのかもしれない。

坂 本 委 員 それは、もう市の皆さんでやっていることなので、調整してもらいたいと思います。

もう一つ、いいですか。

教 育 長 どうぞ。

坂 本 委 員 免除規定から減免規定になったのですが、減額というのは具体的にはどんな場合を想定して減額規定を入れたのでしょうか。

教 育 部 長 今、各施設において社会教育団体を対象にして減額をしております。ほとんどの団体が社会教育団体だということで、減額の対象にはなっているのですが、その団体の位置づけが各施設でばらつきがありましたものですから、それを統合させていただきました。いままでにやっている減額の対象と、事業に対し、この規定を直したことによって大きく変化はございません。ただ、団体の位置づけが不明確な部分がありましたものですから、地方公共的な団体だとか、それから学校とか、それから保育園、幼稚園と、対象の団体等を明確にさせていただくということが今回の改正の目的でございます。

具体的に申し上げますと、福生の場合にはほとんどの場合がサークルも

含みまして、「社会教育団体」という言葉を使っていますので、現状と大きくは変わりません。法令上の文言だとか、位置づけというものを整理したというところでございます。今回は、この段階で終わったというように認識をしているところでございます。

以上でございます。

坂本委員　今までも減額の規定はあったわけですか。

教育部長　はい。ありましたが、基準について、施設ごとでつくっていたというところもありました。災害ですとか、市長が認めた者ということでの適用がほとんどの対象です。その市長が認める者の中に各種施設ごとに体育関係や文化関係の団体や施設の登録団体、学校施設を利用する団体でいいですと、学校施設という登録団体を設けて貸していたという形になりました。今回はその定義を明確にしたところでございます。

坂本委員　新旧対照表のところでは、「免除」というのしかなかったので、免除と減額を別にしてあったのを1つにまとめただけかなと思ったのですけれども。

教育部長　実は、中身は団体の位置づけを明確にしたいというところが実情でございます。

坂本委員　この施行規則上にも減額というのはあったということでしょうか。

教育部長　はい。

新藤委員　今、団体を明確にと言ったので、私の頭の中でも今ちょっと混乱しているのですが、この中では主に子どもを対象に、公共的団体として進めているのだと思うのですが、人生100歳時代となったときに、やはり高齢者層に対しても、生涯学習も含めて、こういったもの対象になっているのでしょうか。団体という形で入っているのかもしれませんが、まさに学校も、高齢の方々の力を学校にいれて、やっぱり地区の教育力という形で御支援もいただいているところなのですが、そういった形で、やはり人生100歳時代ですから、ぜひそういったあたりのところの視点も今後視野に入れて、整理していただければ、なお活用が明確になっていくのかなと思います。

教育部長　さまざまな減額の対象という見方があるかなと思いますが、今回は、減額を行っている団体の整理をさせていただきました。これは、段階を踏んでいかないといけないと思います。本当はもう少しドラスチックな改革を検討していたのですが、余りにも議論が浸透しないで動いていたという経

過がありましたので、とりあえず文言の整理をとる段階で動いたということです。

新藤委員がおっしゃるとおり、使用料については、対象者を見込んで減額をするというのが今までの流れなのですが、対象者といいますと大変フアジーで、いくら規定をしたといっても、その枠の部分のところは明確にできない。障害者であれば、手帳などで判断しやすいのですが、その部分が実際の窓口や運用の中でいつも絶えずゆがみが出てくるというようなことが、使用料に関しては問題でございます。ただ、視点とすると、教育委員会所管の学校の施設や生涯学習施設はスポーツや文化を広げていくとか、健康を維持するという事業目的があって、行政の施設を持っておりますので、もちろん市民の方々が活用していくことも事業目的ですが、減免という話になりますと、やっていたている事業が第三者に影響を及ぼすとかでない、そういうような視点を持った減免の措置でない、明確な使用料の徴収というのはなかなか難しいということにもなりますので、今おっしゃられた高齢者についての特別の配慮だとかというのは、事業の内容、そういう部分のところは促しをしていくという考え方もあるのではないかとこのところでは。多分、今後はそういうような検討の方法で市長部局は全庁的に持っていくのかなと思います。今、社会教育法の中で公民館の部分については、規定がございますので、これは法が定めている部分ですから、その部分のところは減免などの対象ではありません。ただ、このまま団体を見てやっていくとなりますと、やっぱりこの小さなまちだと地縁と申しますか、パワーと申しますか、そういうものに委ねられますので、減免については視点を変えた減免の基準というのを考えていかなければいけないということになります。今回の改正は、現状を明確化したという意味です。

以上でございます。

加藤委員 現在の社会教育施設とかそのほかの施設で減額の対応をしているところというのは具体的にどんなところですか。

教育部長 公民館、体育館、それから地域会館など社会教育施設は全て減額を行っています。

加藤委員 利用者の立場、市民の立場からすると、減免というスタンプを申請書に押されるのですが、利用者の側は今のところ使用料は発生していないという言い方でいいですか。免除という感覚です。減額というと、金額を減らすという感覚が素人にはあるのですが、現在、減額している場所はあるのですか。

教育部長 現状で言うと、ほとんど免除です。

加藤委員 免除ですね。

教育部長 はい。

加藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

渡辺委員 もう一個、済みません。ごめんなさい。公共的団体というのを具体的に教えてほしいのです。おやじの会はどうですか。

教育総務課長 正確に言うと、PTAという組織の中にその組織が明確になっていればそれはPTAに属する組織とみなされるということになります。ですので、おやじの会の位置づけがそのようになっていれば、対象になろうかと思えます。

渡辺委員 では、何々有志の会というのはどうですか。

教育総務課長 何々有志の会という、その組織体がどういったものかといったことになろうかと思えます。

教育部長 それが社会教育団体に登録しているのか、サークルに入っているかということ。あと、社会教育団体の中の団体というところだったら、現状は減免の対象になります。

渡辺委員 ということは、何々学校OBの会も同じことですね。

教育部長 基本的に言うとないです。

渡辺委員 そういうことですね。

教育部長 はい。

渡辺委員 わかりました。

教育長 よろしいですか。

渡辺委員 はい。

教育長 ほかにございませんか。市としてはこの規則でやってきた部分、用語の関連で特に御指摘がございましたので、特に学校教育法との関連で市内学校、高等学校もあるわけで、その辺を含めてもう一度確認をしていたら、正確にしていかなければいけないところですので、委員の皆様からの御指摘ありがとうございました。

それでは、質疑についてはよろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは1件ずつお諮りを申し上げたいと存じます。

まず、日程第7、議案第60号、福生市民会館条例施行規則の一部改正についてお諮りをいたします。議案第60号は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第61号、福生市公民館条例施行規則の一部改正についてお諮りいたします。議案第61号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第62号、福生市茶室条例施行規則の一部改正についてお諮りいたします。議案第62号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第63号、福生市立学校施設設備使用条例施行規則の一部改正についてお諮りいたします。議案第63号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第64号、福生市体育施設条例施行規則の一部改正についてお諮りいたします。議案第64号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第65号、福生市体育館条例施行規則の一部改正についてお諮りいたします。議案第65号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決することといたします。



次に、日程第13、議案第66号、福生市プチギャラリー条例施行規則の一部改正についてお諮りいたします。議案第66号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第67号、福生地域会館条例施行規則の一部改正についてお諮りいたします。議案第67号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することといたします。

ありがとうございました。

それでは、次に、日程第15、報告第34号、平成30年度「英検福生モデル」公費実施の結果についてを議題といたします。主幹より内容の説明をお願いします。

英語教育推進担当主幹 それでは、私から、日程第15、報告第34号、平成30年度「英検福生モデル」公費実施の結果について、報告いたします。

お手元の報告第34号資料、A3判のカラー刷りのものをごらんください。ボックス左側の一番下になります。本年度は、一次試験を10月5日金曜日、市内の各小・中学校において実施をいたしました。今年度から小学校も6年生が全員受験に移行しています。二次試験は、その合格者を対象に11月4日の日曜日に福生第一中学校、こちらは中学生の合格者対象、それから、11日日曜日、福生第七小学校において小学生の合格者を対象にして実施をいたしました。ことしの受験者を見ますと、特に中学校3年生が準2級、85名、2級、25名、準1級1名という高い級の受験者が多くなりまして、既に我々が基準として考えていた3級を超える上位級を受験する生徒が3分の2に達しようとしている状況になってきています。

右側が結果でございます。小学校につきましては、平成30年度から全児童受験に移行したため合格者が大幅に増加いたしました。ただ、合格率は必ずしも高くはありません。まだ現段階では新学習指導要領の移行期間に入ったばかりで、文字の指導も本当に端緒についたばかりですので、まだ結果が出てくるのはもう少し先になるという感じはしています。

中学校につきましては、上位級の受験者が増加したため相対的に難易度

が上がって、合格者数は減少する傾向にあります。後ほど説明いたしますが、所持率との関係もございまして、下の所持率の状況について説明いたします。下のボックスになります。

小学校につきましては41.1%の所持率ということになりました。28年度、29年度は希望受験者だけでしたので、受験者数の分母が余り大きくなかった関係で所持率も上がらなかったのに対して、ことしは全員受験だったということで、半分まではいきませんが、半分弱の児童がいずれかの級をもって卒業するという事になっています。中学校につきましては、今年度の所持率は、3級以上の所持率は50%ちょうどでございました。昨年度が53.3%なので若干落ちてしまったのですが、このぐらいの幅はあると考えていますので、想定範囲内と受けとめています。合格率と、それから所持率とを考えたときに、合格率があまり上がらなかったにもかかわらず所持率はキープできているという状況は、公費の受験の受験級が上がってしまったために公費受験の合格率は伸びなかったのですけれども、その生徒たちは、実はこの公費受験以外のところで英検は取得していて、所持率のほうは余り落ちていないということが推測されます。ということを考えて、この3年間で英検そのものが生徒たちの間にある程度浸透してきて、早い段階から英検を受験して、既にこの英検福生モデルの受験、公費受験の段階では3級は所持している生徒が多くなっているのではないかと推測をしているところでございます。

今後について、例年のことですが、中学校3年生の5級の不合格者3名、4級の不合格者が20名いますので、各学校には既にこの不合格者について特定してフォローアップ講座を実施するように指示をしています。その成果を市教育委員会に報告してもらうことになっています。

また、5級、4級については面接試験がないのですけれども、バランスをとれた評価を行うため、別にスピーキングテストの実施ができることになっています。これは任意なのですが、各学校については、パソコン教室などを活用してスピーキングテストの機会を設定すること、そこに来る来ないは本人の自由ですが、必ず設定することという指示を小学校も含めて出す予定でございます。

なお、英検福生モデルを含めた英語教育推進事業、ALTも含めて効果検証の一つとして児童・生徒への質問紙調査を1月から3月の間に実施する予定でございます。

私からの報告は以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。いかがですか。

坂 本 委 員 英検の福生モデルがこれだけ浸透してきて子どもたちは英語の資格を取れるようになったということは、非常にうれしい限りだと思います。この公費による実施の結果についてということですから、公費でなくて私費でも既に受けてしまっているという子は対象にならないと思うのですが、例えば私費で3級は受かったけれども、公費では準2級を受けるとか、そういうのは可能なのですよね。

英語教育推進担当主幹 可能です。

坂 本 委 員 でも、その場合は結果が良くないということなのですか。

英語教育推進担当主幹 同時受験はあまりありません。既に3級を受けて、所持をしていて、今回は準2級に挑戦したのだけれども、不合格というパターンが多いのです。ですから、公費受験の結果としては合格率があまり上がっていないという状況です。

坂 本 委 員 それは、チャレンジしているのだからいいのではないですか。

英語教育推進担当主幹 はい。

坂 本 委 員 中学校の説明の中で、上位級の受験者が増加したため難易度が上がったという表現の意味がよくわからないのですけれども。これは、合格者の数というのが決まっているとか、そういう意味なのですか。

英語教育推進担当主幹 そういうことではないです。単純に今坂本委員がおっしゃられたように、チャレンジする子どもたちがいるので、その分、「英検福生モデル」としての結果が悪かったということです。

坂 本 委 員 表記がよくないです。

英語教育推進担当主幹 また考えて修正します。

教 育 長 よろしいですか。ほかにございますか。

公費となりますと、毎回毎回この結果を出すのに私ども大変責任も感じるところでございます。

渡 辺 委 員 こうやって結果が残せて非常にいいことだと思っているのです。ただ、一方で、塾の講師や先生の話によると、もっと英語というのは自然に入ってきて、楽しくやるものではないのかという話もあるのですよ。だから、僕は、一番最初の意義のところ、動機づけというのは非常に大切だと思っているので、それをもっと声高々にではないけれども、アピールしていくべきだなと思っています。塾の先生たちが言うこともそれなりにわかるのですけれども、我々はこういう意義を持って福生市の子どもたちには英

語に親しんでもらうのだということをぜひ言っていただきたいなと思います。また、何かの機会を捉えてでも言っていければと僕自身も思っています。

教 育 長 本当の大事なところは、自信を持って子どもたちが意欲的に取り組むところ、というのが最も大事なところだと思いますので。そっちを検討すると、今度は結果が、ときっと問われるでしょうから、両方ともやはり発信をしていく必要があるのかなと思っております。公費ということでの責任だろうと思っております。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、ないようすでお諮りいたします。報告第34号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第34号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第16、報告第35号、平成31年度教育課程編成の基本的な考え方についてを議題といたします。指導主事より内容の説明をお願いします。

指導主事(鈴木) それでは、日程第16、報告第35号、平成31年度教育課程編成の基本的な考え方について御説明いたします。107ページ、報告第35号資料をお願いいたします。

本資料は、平成31年度教育課程編成の基本的な考え方について概要としてまとめたもの、また次ページ以降は製本となります。また、本日は別添としまして、報告第35号の補足の資料として平成30年度との違いをお示しするために見え消しのものを添付しておりますので、あわせて御確認をいただければと思います。

本日は、昨年度から変更された点を中心に御説明をします。まず、全体的な基本方針といたしましては、新学習指導要領の趣旨及び移行措置の内容を踏まえ、福生市教育大綱、福生市教育委員会教育目標、福生市教育振興基本計画に基づき、平成31年度においても学習指導要領の確実な実施による学校教育の質の向上を目指してまいります。

それでは、まず、109ページ、見え消しのほうになりますと、青く塗られている青枠内のリード文でございますが、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、未来社会を切り拓くための資質能力の育成を目指すよう明記をいたしました。

続きまして、111ページをお開きください。Ⅰ、学習指導要領の確実な

実施の2、(2)、道徳教育の充実になります。こちらでは、来年度より中学校での道徳科の教科書が導入をされます。そのため、今まで「小学校の教科書」という形で表記をされていたものを「小学校」を削除してございます。

続きまして、113ページ、3番、健やかな体の育成、(1)、②になりますが、こちらは平成29年度に策定いたしました「福生市立学校の体力向上策」に基づきまして実施すべき内容を具体化してございます。

最後に、118ページ、Ⅱ、今日的教育課題への対応、(7)、社会との連携・協働を通じた教育活動、本当に一番最後になりますが、④ですが、こちらは「社会に開かれた教育課程」、この実現に向けて地域ぐるみで学校づくりを行う機運を高める、このように明記をいたしました。

以上、本資料をもとに1月の定例校長会及び平成31年度教育課程届け出説明会にて各学校に説明をする予定です。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

いかがですか。よろしいですか。

よろしいですか。坂本委員には事前に御指導いただきまして、ありがとうございました。ほかに何かございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第35号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第35号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第17、その他報告事項について説明願います。その他報告事項の1、平成31年福生市成人式についてです。

生涯学習推進課長 それでは、平成31年福生市成人式について御説明させていただきます。その他報告事項、ページは121ページをごらんください。概略を説明させていただきます。

まず、2の日時でございますが、平成31年1月14日、成人の日に挙行いたします。式典につきましては、午後1時から1時45分、その後、成人のつどいを午後3時まで行う予定でございます。式典進行及びつどいの企画立案は、成人式実行委員会によりまして、委員会は公募による新成人7人、男性5人、女性2人となっております。

次に、この対象者、新成人の人数は656人、男性371人、女性285人でございまして、昨年より67名の減となっております。内訳といたしましては、男性が13名減、女性が54名減でございます。

次に、6の式典内容につきましては、主催者の挨拶といたしまして、加藤市長と川越教育長に御挨拶を頂戴したいと考えております。また、主催者側として御登壇いただきますのは、市長、副市長、教育長、教育委員の皆様となります。式典中の演奏につきましては、今年度も福生吹奏楽団に御協力をいただいております。そのほか受付や警備体制につきましては、教育委員会内の関係各課にお願いをいたしたところでございます。また、あわせまして福生警察署にも警備の依頼をお願いいたしております。

次に、8の成人のつどいでございますが、今年度はなつかしの給食コーナーを実施いたします。ちなみに、献立でございますが、成人式実行委員会と学校給食課と相談をいたしまして、キムチチャーハン、五目ワンタンスープ、タンドリーキチン、フルーツ白玉、コーヒー牛乳の6品目を提供する予定でございます。また、ボランティアとして、花柳千衛里先生と秀衛先生の御協力をいただきまして、着つけ直しのコーナーも設置する予定でございます。

次に、9番、成人式のテーマでございますが、実行委員会で検討いたしまして、漢字の「生」と決定しております。この「生」という文字は、一般的に生命、生活、生産というように用いられますが、「生きる」、「生える」、「生まれる」という意味もあわせ持っております。新たな時代の困難に立ち向かえるよう強く、そして支え合う周囲の人たちを大切に生きていくという思いを込め「生」としたそうでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりましたが、これについて何かございますか。よろしいですか。

よろしく願いいたします。

事務局からの案件は以上でございますが、委員の皆様から何かその他報告事項がございましたら、どうぞ。

特にありませんか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。平成30年第12回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時03分 閉会